令和８年（フ）第２４４号
静岡県菊川市仲島１丁目７番地の４（ハイツオネスティ102）、旧住所静岡県島田市向谷１丁目854番地
債務者　伊東　信介
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　破産債権の届出期間　令和８年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月９日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４０１号
新潟市東区中山７丁目５番16号　ベルハウス中山201号
債務者　竹垣　君江
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒沼　有紗
4　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２１８号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番114―515号
債務者　大里　則夫
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍵谷　文子
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６３９号
北九州市小倉北区高坊１丁目５番６―301号
債務者　竹本　利恒
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５６号
北海道北見市北四条西６丁目９番地　シュトラール４・６　２―Ｅ号、前住所北海道札幌市東区北三十六条東22丁目３番３―202号
債務者　福泉　由香
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
山形市大字漆山1856番地４
債務者　深瀬　雷希
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６４号
山形市飯塚町1191番地（Ａ―101号）　市営飯塚アパートＡ棟、前住所山形県東置賜郡高畠町大字高畠3562番地の２
債務者　羽賀　敏子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６９３号
北九州市小倉北区古船場町４番32―1212号
債務者　大澤　実莉
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１３０７号
埼玉県上尾市浅間台二丁目24番地14　201、旧住所さいたま市北区日進町２丁目1767番地５
債務者　荻島　重美
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８５号
さいたま市岩槻区美園東１丁目３番地５　Ｌｉｂｒａ浦和美園202
債務者　福田由紀江（旧姓阿波連）
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６４号
千葉県東金市南上宿25番地19　ハイツ小野201
債務者　内山　葉子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２３８号
福岡県小郡市美鈴が丘三丁目10番地１　シックステージＤ―202号
債務者　羽根　栄子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２４０号
福岡県久留米市御井町1592番地
債務者　副島　智恵
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１４７号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地141　テラス15号
債務者　高橋　亜美
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第３６９号
相模原市中央区淵野辺４丁目12番12号　アートステージ102
債務者　菅谷　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１１３号
新潟県長岡市北山３丁目６番地14　マエサンハイツ北山102号室、前住所さいたま市北区日進町３丁目361番地１　102
債務者　奥墨　祐太
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係